



平成 17 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 大 黒 天 物 産 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 大 賀 昭 司
(J A S D A Q ・ コード 2 7 9 1)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 営 企 画 室 長 川 田 知 博
電 話 (0 8 6) 4 3 5 - 1 1 0 0

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 7 月 13 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める決議を平成 17 年 8 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役および社員の業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入するため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および社員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式合計 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は、その効力発生の日をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

合計 1,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 100 株。ただし、(2)に基づき調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個あたりの新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、目的たる株式の数 1 株あたりの払込金額（以下「1 株あたり払込金額」という。）に目的たる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たり払込金額は、新株予約権発行日の前営業日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は、その効力発生の日をもって次の算式により1株あたり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後1株あたり払込金額} = \text{調整前1株あたり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株あたり払込金額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または社員でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは社員が定年により退職した場合には、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以上

(注) 上記内容は、平成17年8月25日開催予定の当社第19期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。